



(4) 相続戦略 「遺産分割の基本的な進め方 (1)」

— 争続を起こさないために —

公認会計士 長谷川佐喜男

1. 遺産分割とは

相続が発生すると、被相続人の財産に属した一切の権利義務が相続人に承継されます。財産を誰がどのように相続するか決めることが必要であり、これを遺産分割と言います。この遺産分割が相続手続の中で最も重要な手続で、相続人同志での揉め事もよく起こります。

2. 遺産分割の3つの方法

(1) 指定分割 被相続人が遺言によって指示した分割方法で、この方法が最優先されます。遺言による分割方法には、割合で示す方法(相続分の「指定」又は「包括遺贈」)と遺産の中の特定の財産を遺贈する方法(特定遺贈)があります。特定遺贈による方法は、遺産分割協議書の必要がないため、望ましい方法です。

遺言の方法には①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3つの方法があります。どれもが一長一短ありますが、一般的には、遺言書の紛失、盗難、偽造、変造等の心配がない公正証書遺言をお勧めします。

(2) 協議分割 被相続人の遺言による指定がない場合は、共同相続に全員の協議で分割を行います。全員の参加と同意が必要で、一部の共同相続人を除外し、その意見を無視した分割協議書は無効となります。

(3) 審判・調停による分割 共同相続人の協議が整わない時や、行方不明者などがあって協議が出来ない場合は、家庭裁判所の調停に入り、調停委員を加えた協議となります。調停でも不調となる時には、審判に委ねられます。

遺産分割の留意点

- ◆遺言があっても、相続人、受贈者(遺言によって財産を受ける人)全員の同意があれば遺言によらないことも認められる
- ◆法定相続分による必要はない
- ◆遺産分割協議書には全員の合意が必要
- ◆相続税の申告に影響を及ぼす(配偶者の税額軽減、小規模宅地等の課税価格の特例、物納)
- ◆第一次相続及び第2次相続の通算相続税が軽減されるように、配偶者の相続割合や相続する財産の分け方について、専門家のアドバイスを受けることをおすすめします
- ◆相続財産に金融資産が少ない場合は、今回の相続税の納税資金を考慮した遺産分割をする

3. 争続(もめごと)は損のもと

相続税の申告期限内に遺産分割協議書が整わない場合は、上記留意点にも書いていますが、税法上の特例を受けられず、不利益を被ります。また、物納により納税を済ませたくても、遺産分割協議が整うまでは、相続人の共有財産となり、原則物納はできません。

また、遺産分割を巡って精神的な負担も多く、何時までも相続財産を有効に活用できません。

共同相続人間においては、お互いが譲り合い、協調の努力をすることが一番です。

相続人の当事者となった時点で、欲張るよりも、もめると損だという認識を持つことが大切です。